株 式 取 扱 規 則

関 西 電 力 株 式 会 社

株式取扱規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会社の株式に関する取扱については、定款第12条の規定に基づき、本規則の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)及び口座管理機関である証券会社等(特別口座管理機関を含む。以下「証券会社等」という。)の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 本会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次の通りとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所

大阪市中央区伏見町3丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

(請求等の方法)

- 第3条 株主が本規則による請求又は届出(以下「請求等」という。)をするときは、本会社が認める書式によるものとする。但し、当該請求等が証券会社等及び機構を通じてなされる場合並びに第20条第1項に定める場合は、この限りではない。
- 2 前項の請求等について、代理人によって行うときは代理権を証明する書面を、保佐人、補助人等の同意権者の同意を要するときは同意を証明する書面を、それぞれ提出するものとする。
- 3 第1項の請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、当該請求等が株主本人からなされたものとみなして取り扱うことができるものとする。
- 4 本会社は、第1項の請求等をした者に対し、その者が株主本人又は代理人本人であることを 証明する資料の提出を求めることができるものとする。
- 5 本会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求等を 受理しない。

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

- 第4条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第154条第3項に規定された通知(以下「個別株主通知」という。)を除く。)により行うものとする。
- 2 前項のほか、株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。
- 3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

第3章 諸 届

(氏名及び住所の届出)

- 第5条 株主は、次の事項を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出る ものとする。
 - (1)氏名又は名称及び住所
 - (2) 法定代理人があるときはその法定代理人1名の資格、氏名又は名称及び住所
 - (3) 株式が数人の共有に属するときはその代表者1名の氏名又は名称及び住所
 - (4) 前3号の事項につき、法人であるときはその代表者1名の資格及び氏名

(外国に居住する株主の仮住所又は代理人の届出)

第6条 前条の規定により届け出る住所が外国にあるときは、日本国内に通知を受けるべき仮住 所又は常任代理人を定めて、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じてこれを 届け出るものとする。

(氏名及び住所の変更)

第7条 前2条の届出事項に変更のあったときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び 機構を通じてこれを届け出るものとする。

(その他の届出)

第8条 証券会社等で受理又は取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に届け出るものとする。

第4章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

第9条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び 機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第10条 単元未満株式の1株当りの買取価格は、前条による請求に係る通知が株主名簿管理人 事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。但し、 その日に同市場において売買取引がないときは、その後同市場において最初になされた売買取 引の成立価格とする。

(買取代金の支払)

- 第11条 買取代金は、前条による1株当りの買取価格に買取請求株式数を乗じて得た額とし、本会社が別途定めるときを除き、買取価格の決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。
- 2 買取請求者は、銀行預金口座への振込又はゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求 することができるものとする。

(買取株式の移転)

第12条 本会社は、買取請求を受けた単元未満株式について、前条による買取代金の支払手続を完了した日に本会社の振替口座に振り替えるものとする。

第5章 単元未満株式の買増し

(買増請求の方法)

第13条 単元未満株式の買増しを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及 び機構を通じて行うものとする。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第14条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、本会社の保有する譲渡すべき自己株式数 を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第15条 本会社は、毎年3月31日から起算して10営業日前から3月31日までの間及び9月30日から起算して10営業日前から9月30日までの間、買増請求の受付を停止するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本会社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

(買増価格の決定)

第16条 単元未満株式の1株当りの買増価格は、第13条による請求に係る通知が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。但し、その日に同市場において売買取引がないときは、その後同市場において最初になされた売買取引の成立価格とする。

(買増代金の受領)

第17条 買増代金は、前条による1株当りの買増価格に買増請求株式数を乗じて得た額とし、 機構の定めるところにより、本会社が指定した日に受領するものとする。

(買増株式の移転)

第18条 本会社は、買増請求を受けた単元未満株式について、前条による買増代金の受領を確認した日に買増請求者の振替口座への振替を申請するものとする。

第6章 株主の権利行使

(書面交付請求及び異議申述)

第19条 株主が会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置 事項を記載した書面の交付の請求(以下「書面交付請求」という。)及び同条第5項に規定さ れた異議の申述をするときは、株主名簿管理人に対して書面により行うものとする。但し、書 面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところに よるものとする。

(少数株主権等の行使方法)

- 第20条 株主が振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を本会社に対して直接行使 するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、記名押印(署名の慣習ある外国人は署名)した 書類により行うものとする。
- 2 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項及び第5項を適用するものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

- 第21条 株主の提出による議案に関する次の事項について株主総会参考書類に記載する場合、 その字数が400字を超えるときには、その概要を記載するものとする。
 - (1)提案の理由

- (2) 取締役、会計参与及び会計監査人の選任に関する事項
- (10を超える数に相当することとなる数の議案の取扱い)
- 第22条 株主が10を超える数の議案の要領について会社法第305条第1項に定める通知を 請求する場合、本会社は、同条第4項前段の10を超える数に相当することとなる数の議案の 要領については、これを通知しないものとする。
- 2 前項の10を超える数に相当することとなる数の議案は、次の各号の定めに従い定めるものとする。 但し、前項の請求をした株主が当該請求と併せて提出しようとする2以上の議案の全部又は一部について議案相互間の優先順位を定めている場合には、その定めに従いこれを定めるものとする。
- (1) 株主の請求内容が横書きで記載されている場合 上から数えて定める
- (2) 株主の請求内容が縦書きで記載されている場合 右から数えて定める
- (3) 株主の請求において議案が秩序だって記載されていない場合その他前2号のいずれかに当るとは認められない場合

執行役社長を兼務する取締役が定める